

社会福祉法人 にしおこっぺ福祉会 にしおこっぺ興樂園
虐待防止委員会設置要綱

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の尊厳と人権を守る観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的又は適宜、委員会を開催し虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員長)

第2条 この委員会の委員長は、興樂園施設長とする。

(委員の選出)

第3条 委員は、施設長（管理者）、総務課長、介護係長、主任生活相談員、看護主任、栄養士、統括リーダーとする。

2 委員会には、参考人として必要に応じて職員の出席を求めることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、原則として委員長が招集し、3箇月に1回開催する。その他必要に応じて適宜開催することが出来る。

(委員会の内容)

第5条 虐待防止法及び関連法制度について、職員及び関係者に対し、周知及び啓発活動を行う。

2 利用者への支援及び施設の適正な運営について、適宜チェックリストによる自己点検を行い、その評価及び必要な改善を行う。

3 事故やヒヤリハットの原因が虐待につながる恐れのある場合には、委員会にて内容を精査・検討し必要な手続きや改善等の対応を行う。

4 委員会は、虐待防止に関連する研修への職員の派遣や研修を企画し、実施する。

(委員会及び委員の責務)

第6条 委員は、日頃より虐待が起こらないよう利用者に対し適正な支援が行われているか注視し、必要がある時には、直接助言や具体的

に適切な支援方法等とその職員に対し提示し、改善を行う。

- 2 委員は、日頃より虐待防止法及び障害者総合支援法等、関連法制度についての学習や障害の特性や支援技術等の研鑽に努める。
- 3 委員会は、その他の委員会と連携をとり、利用者の虐待と思われる事案や支援等に問題がある場合には、各委員会と協議をし、共同で会議を開催する等、虐待の防止・対策及び改善を図るものとする。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。